

鎌ヶ谷市立第五中学校いじめ対策基本方針（令和８年度）

いじめは、児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童(生徒)に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

ア 「いじめをしない、させない、見逃さない」学校づくりをする。

イ すべての生徒が、安全に安心して学校生活を送れる学校づくりをする。

ウ いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

ア いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

イ いじめの問題への対応は、組織で適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

(4) 生徒の責務

ア いじめを行ってはならない

イ いじめを認識しながら放置してはならない。

ウ いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 「いじめ防止対策委員会」について

(1) 組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

ア 日常的な業務（生徒指導部会）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー

イ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議（学校いじめ対策会議）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・関係学年主任・担任・関係学年職員
・養護教諭・教育相談担当（スクールカウンセラー）

(2) 組織の役割

学校が組織的に、いじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

ア 学校基本方針の策定

イ 学校基本方針に基づく取り組みの実施

ウ 年間計画の作成・実行・検証・修正

エ いじめの相談・通報の窓口

オ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

カ いじめであるかどうかの判断

キ いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための年間計画

	会議等	未然防止	早期発見
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・マニュアル提示 ・基本方針 ・年間計画 ○保護者会/学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員間情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員間情報交換
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・保護者への啓発 ○職員会議 ・教育相談の実施方法 ○学校運営協議会 ・委員に本校のいじめ対策を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実 ○生徒総会 ○2年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート (学校独自)
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談実施 (必要に応じて) ○3年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談情報交換 ○いじめアンケート(市一斉)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会/学級懇談会 ・情報収集 ○学校運営協議会 ・委員に1学期の状況を報告 		
8月			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○教員間情報交換 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 ・教育相談の実施方法 		
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談実施 ○1年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート(学校独自) ○いじめアンケート(市一斉)

いじめの疑い
(緊急会議等開催)

いじめ防止委員会
(情報交換・取組対策)

いじめ防止委員会
(情報交換・取組対策)

12月	○保護者会/学級懇談会 ・情報収集	いじめ防止委員会 (情報交換・取組対策)		
1月	いじめ防止委員会 (情報交換・取組対策)	いじめの疑い (緊急会議等開催)	○道徳教育の充実	○保護者アンケート(学校評価)
2月				
3月	○学校運営協議会 ・委員に報告 ○取組評価 (学校評価講評)			○学校生活アンケート(学校独自)

4 いじめの未然防止に向けて

(1) 生徒指導全体において

- ア 生徒理解・共通理解・同一步調・個性伸長を大切にし、指導体制を確立する。
- イ 心の耕しを基盤とした積極的な生徒指導を実践し、生徒との信頼関係を構築していく。
- ウ 温かく厳しい学校を目指し、生徒の自律の精神を養う。

(2) 学級において

- ア いじめをおこさない土壌づくりをする。そのために、
⇒正しく優しい言葉遣いができる集団を育てる。
- イ 望ましい人間関係を育てる。⇒互いを認め合う集団作り
ルール・規範意識を高めていく指導
- ウ 情報を集めるための信頼関係づくり
⇒生徒との関わり(ふれあいと対話)を深め、よりよい人間関係をつくる。
- エ 集団のために活動することの喜びや責任感を養い、思いやりの心の充実を図る。
⇒積極的に清掃活動に取り組む姿勢を身につけさせる。
物を大切に作る心を身につけさせる。
- オ 自己存在感を持たせられる居場所づくり⇒一人一役の係分担

(3) 授業において

- ア 時間を守る。
- イ TPOに応じたあいさつや礼儀を心がける。
- ウ 話をしっかり聞く。
- エ 一人一人を積極的に参加させる。
- オ 授業を大切に、一生懸命な生徒の思いに応える。

(4) 部活動において

- ア 同級生同士、良い関係を築く支援をする。
⇒できないことを批判するのではなく、できるようにフォローし合う関係づくりを。
- イ 先輩後輩の上下関係を理解し適切な関係を築く。
⇒あいさつや礼儀を心がける。
先輩から後輩へ、高圧的な姿勢になりすぎないように、気にかける。
- ウ 地域の方など周りから愛される人間、集団作りを。

(5) 生徒会の活動

- ア 生徒会本部役員を中心とし、『いじめ防止に向けた取り組み』を掲げる。
- イ 生徒会主催のいじめ防止に向けた集会を開催し、全校生徒のいじめ防止への意識の向上を図る。

(6) 道徳教育の充実

- ア 法やルールの意義や遵守の理解
- イ 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
- ウ インターネットやスマートフォン等の利用に関する情報モラルの周知

5 いじめの早期発見に向けて

(1) 教育相談の推進

ア 適宜、学校生活アンケートを実施し、必要な生徒と二者面談を行う。7月と11月は教育相談強化月間とし必ず全生徒と向き合う時間を確保し、悩みを話せる場を設定する。

(2) ほほえみ先生、スクールカウンセラーとの連携を図り、情報交換を密に行う。

(3) 生活ノートを活用し、言葉で伝えられない生徒とのコミュニケーションの場とする。

(4) 生徒指導部会・教育相談部会の開催

ア 週1度行い、各学年の様子、気になる生徒の情報交換を行い、情報共有する。

イ 学年ごとでも情報共有する。

(5) 授業や部活動、委員会活動の充実

ア 活動させ、評価し、次への意欲をもたせる。

6 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知

ア 担任・副担任・学年職員への相談

イ 教育相談担当職員へ

ウ 養護教諭への相談

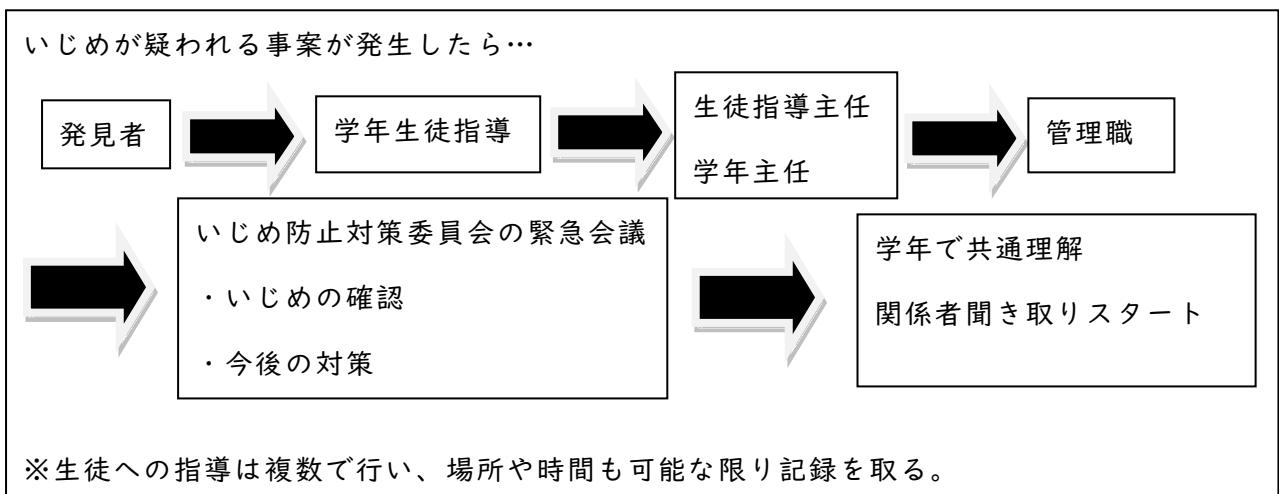
エ スクールカウンセラーへの相談

(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口の周知

相談場所	連絡先
鎌ケ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ケ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ケ谷市青少年センター	047-445-4307
24時間子供SOSダイヤル	0570-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

7 いじめが発生または疑いがあることが発覚した場合

それぞれの場面でいじめの疑いがある行為、いじめに関する情報があった場合、迅速に、以下のような手順を追って対応する。



(1) いじめ発生時の対応

上記のような事例の場合、いつでも職員間で連携を図れるよう職員室内での関係づくりをしっかりとしていく。

ア 担任目線で、学級内の出来事について、情報交換。

イ 担任以外の目線で、授業で起きた出来事、善い行いなど、見たことを情報交換。

ウ 休日の部活動での生徒の頑張りなど、話題にする。

エ アンテナを高くし、日々生徒の様子を見ていく。

(ア) いじめを受けた生徒への心のケアを最優先に考慮し、教育課程等についても弾力的に対応する。

(イ) いじめをした生徒に対して、毅然とした態度で聞き取りや指導に当たる。

(ウ) 該当生徒の情報の聞き取りや事実確認や指導を行う。

(エ) 保護者へ家庭訪問等で学校が把握した事実を伝える。

(オ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために教育上必要と認められる場合は保護者と連携を図り、別室登校などの措置を講じる。

(カ) いじめの関係者における争いを生まぬよう、事案に係る情報を関係保護者と共有する。

(キ) 犯罪行為として扱われるべき事案については、教育委員会や所轄警察署と連携をする。

(2) 重大事態への対処について

重大事態とは・・・(いじめ防止対策推進法第28条)

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

ア 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。

* 重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。

イ 教育委員会と協議の上「いじめ防止対策委員会」の開催(緊急会議)

ウ いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査について、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を提供する。

オ いじめ防止対策委員会で経緯や情報の整理を行う。

カ 警察や関係機関との連携はいじめ防止対策委員会を中心に行う。

8 公表・点検、評価等について

(1) 学校基本方針は、学校のホームページに記載し、公表する。

(2) 保護者アンケート(学校評価)を活用し、学校でのいじめ問題への取り組み等を評価する。

(3) 評価を分析し、取り組みの見直しをする。

なお、この基本方針は、今後「いじめ防止対策委員会」等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

令和8年度4月1日改訂